

(20) 出産扶助のための助産機関及び医療扶助のための施術機関の指定等 (法第55条第1項並びに同条第2項において読み替えて準用する法第49条の2第2項及び第3項)			○																	
(21) 指定助産機関及び指定施術機関の指定の取消し及び指定の効力の停止 (法第55条第2項において読み替えて準用する法第51条第2項)			○																	

別表第3の4の(6)の表1の(17)の項を削り、同表の4の(6)の表1の(16)の項中「取消し」を「取消し及び指定の効力の停止」に、「において」を「において読み替えて」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(19)の項とし、同表の4の(6)の表1の(15)の項中「指定(法第54条の2第1項)」を「指定等(法第54条の2第1項並びに同条第4項において読み替えて準用する法第49条の2第2項及び第3項)」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(18)の項とし、同表の4の(6)の表1の(14)の項中「取消し」を「取消し及び指定の効力の停止」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(17)の項とし、同項の前に次のように加える。

(16) 指定医療機関の指定の更新等(法第49条の3第1項並びに同条第4項において準用する法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項及び第3項)			○																	
---------------------------------------------------------------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(6)の表1の(13)の項中「指定(法第49条)」を「指定等(法第49条並びに法第49条の2第4項において読み替えて準用する同条第2項及び第3項)」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(15)の項とし、同表の4の(6)の表中1の(12)の項を1の(14)の項とし、1の(11)の項を1の(13)の項とし、1の(10)の項を1の(12)の項とし、1の(9)の項を1の(11)の項とし、1の(8)の項を1の(10)の項とし、同項の前に次のように加える。

(9) 要保護者の扶養義務者等に対する報告の依頼(法第28条第2項)									○											
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第3の4の(6)の表1の(7)の項中「についての」を「に対する報告の徴収、」に、「第28条第1項及び第4項」を「第28条第1項及び第5項」に改め、同項を同表の4の(6)の表1の(8)の項とし、同表の4の(6)の表中1の(6)の項を1の(7)の項とし、1の(5)の項を1の(6)の項とし、1の(4)の項を1の(5)の項とし、1の(3)の項の次に次のように加える。

(4) 要保護者の知れたる扶養義務者に対する通知(法第24条第8項)																	○				”
------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	---

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第72号

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部を改正する規則

高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則(平成20年高知県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「をいう」を「をいう。第8条の2において同じ」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

保護法第24条第1項の規定による支援給付の開始の申請は同項に規定する申請書により、同条第9項の規定による支援給付の変更の申請は同項において準用する同条第1項に規定する申請書によりしなければならない。

第4条第2項中「保護法省令第2条第3項」を「法第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号。以下「保護法省令」という。)第1条第5項」に、「書面によらなければ」を「申請書によりしなれば」に改める。

第5条第1項中「第2条第4項」を「第1条第6項」に、「書面」を「書類」に改め、同条第2項中「第2条第2項」を「第1条第4項」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

(扶養義務者に対する通知書)

第6条の2 福祉保健所長は、保護法第24条第8項及び保護法省令第2条の規定により知れたる扶養義務者に対して書面をもってする通知は、通知書によりするものとする。

第8条の次に次の1条を加える。

(扶養義務者等に対する報告依頼)

第8条の2 福祉保健所長は、保護法第28条第2項及び保護法省令第3条の規定に基づき要支援者の扶養義務者等に対して報告を求める場合は、書面により行うものとする。

第9条の見出しを「(資料の提供等の依頼)」に改め、同条中「第29条」を「第29条第1項」に、「調査を囑託し、」を「書類の閲覧若しくは資料の提供」に改める。

第10条の見出しを「(入所等依頼書の送付等)」に改める。

第11条第2項中「、前項」を「、同項」に、「添付して、」を「添付して、同項の」に改める。

第12条第4号中「支援給付変更申請書」を「支援給付変更申請書(給付要否意見書)」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 支援給付変更申請書(訪問看護要否意見書)

第14条中「の施術費給付承認書」を「に掲げる施術費給付承認書(はり・きゅう)」に改める。

第18条の見出しを「(生活状況等変動報告書)」に改め、同条中「によらなければ」を「によりしなれば」に改める。

第19条及び第20条中「によるもの」を「によりするもの」に改める。

第21条の見出しを「(保護施設の事業の開始の届出)」に改める。

第22条の見出し中「措置結果報告書」を「措置結果の報告」に改める。

第23条及び第24条中「によるもの」を「によりするもの」に改める。

第25条の見出しを「(繰替支弁施設の指定の申請)」に改め、同条中「受けようとするとき」を「受けようとするときは、当該保護施設等の設置者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(徴収金納入申出書)

第25条の2 保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の納入の申出は、徴収金納入申出書によりしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第73号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和53年高知県規則第33号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県生活保護法施行細則

第1条中「施行するため」を「施行するため、法」に、「「省令」という。」を「「省令」という。」並びに高知県保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年高知県条例第22号)に改める。

第2条の見出しを「(備付け書類)」に改め、同条第1項中「被保護者につき」を「被保護者について」に改め、同条第2項第3号を次のように改める。

(3) 不服申立て処理簿

第2条第3項中「前2項各号に規定する」を「第1項各号及び

前項各号に掲げる」に改める。

第3条第1項中「現在地の」を「現在地を所管する」に、「前条第1項各号及び第6条第1項に規定する書類」を「当該福祉保健所長は、前条第1項各号に掲げる書類及び第6条第1項の規定による通知に係る通知書」に、「居住地の」を「居住地を所管する」に改め、同条第2項中「旧居住地の」を「旧居住地を所管する」に、「新居住地の」を「新居住地を所管する」に改める。

第4条第1項中「省令第2条第1項に規定する保護の開始又は変更の申請の書面」を「法第24条第1項に規定する保護の開始の申請書及び同条第9項において準用する同条第1項に規定する保護の変更の申請書」に改め、同項ただし書中「の変更の申請の書面」を「に係る保護の変更の申請書」に改め、同条第2項中「単身者が死亡した場合の省令第2条第3項に規定する葬祭扶助の申請の書面」を「省令第1条第5項に規定する単身者が死亡した場合の葬祭扶助の申請書」に改める。

第5条第1項中「第2条第4項の規定により」を「第1条第6項の規定に基づき」に、「書面」を「書類」に、「定めるとおり」を「掲げるとおり」に、「当該各号に掲げる」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 収入申告書 別記第5号様式による申告書
- (2) 給与証明書 別記第6号様式による証明書
- (3) 求職・職業相談証明書 別記第7号様式による証明書
- (4) 課税証明書 別記第8号様式による証明書
- (5) 資産明細書 別記第9号様式による明細書
- (6) 扶養届書 別記第10号様式による届書
- (7) 家賃(地代)証明書 別記第11号様式による証明書
- (8) 通学証明書 別記第12号様式による証明書
- (9) 配電・水道設備計画書 別記第13号様式による計画書
- (10) 家屋補修計画書 別記第14号様式による計画書
- (11) 生業計画書 別記第15号様式による計画書
- (12) 生活状況申告書 別記第16号様式による申告書
- (13) 資産申告書 別記第17号様式による申告書
- (14) 保護に関する意見書 別記第18号様式による意見書
- (15) 同意書 別記第19号様式による同意書

第5条第2項中「法第15条の2第2項に規定する」を削り、「申請は」を「申請には」に、「第2条第2項」を「第1条第4項」に、「「居宅介護支援計画」を「居宅介護支援計画又は介護予防支援計画」に、「添付して行われなければ」を「添付しなければ」に改める。

第6条の見出しを「(決定通知書等)」に改め、同条第1項中「申請者」を「当該申請者」に改め、同項ただし書中「別記第3号様式による」を「第4条第1項ただし書の」に、「第13条に定める書類」を「第13条各号に掲げる給付券」に、「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「、申請者又は被保護者に対し」を削り、「通知を行った」を「規定による通知をした」

に、「に規定する」を「の規定による」に、「その者」を「当該申請者又は被保護者」に、「当該通知に使用した」を「当該通知に係る」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（扶養義務者に対する通知書）

第6条の2 法第24条第8項及び省令第2条の規定による知れたる扶養義務者に対する通知に係る法第24条第8項の書面の様式の標準は、別記第22号様式の2による通知書とする。

第7条の見出しを「（指導又は指示に係る通知書）」に改める。

第8条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（扶養義務者等に対する報告依頼）

第8条の2 福祉保健所長は、法第28条第2項及び省令第3条の規定に基づき要保護者の扶養義務者等に対して報告を求める場合は、別記第27号様式の2による依頼書によって行うものとする。

第9条の見出しを「（資料の提供等の依頼）」に改め、同条中「第29条」を「第29条第1項」に、「より調査を囑託し、」を「基づき書類の閲覧若しくは資料の提供」に改める。

第10条の見出しを「（入所等依頼書の送付等）」に改め、同条第1項中「規定により」を「規定に基づき」に、「その施設」を「当該施設」に改め、同条第2項中「それぞれその旨の」を「その旨を記載した」に改める。

第11条の見出し中「保護費」を「保護金品」に改め、同条第1項中「保護費」を「保護金品」に、「行う場合には」を「行う場合は」に改め、同条第2項中「のうえ、別記第31号様式による」を「の上、同項の」に、「保護費」を「保護金品」に、「のある同明細書」を「を押印した当該明細書」に、「所管の」を「同項の」に改める。

第12条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 医療要否意見書

ア 別記第33号様式による医療要否意見書（医科入院）

イ 別記第34号様式による医療要否意見書（医科入院外）

ウ 別記第35号様式による医療要否意見書（歯科）

（2） 別記第36号様式による結核入院要否意見書

（3） 別記第37号様式による精神病入院要否意見書

（4） 保護変更申請書（給付要否意見書）

ア 別記第38号様式による保護変更申請書（給付要否意見書（所要経費概算見積書））（治療材料・移送）

イ 別記第39号様式による保護変更申請書（給付要否意見書）（施術（柔道整復））

ウ 別記第40号様式による保護変更申請書（給付要否意見書）（施術（あん摩・マッサージ はり・きゅう））

（5） 別記第41号様式による保護変更申請書（訪問看護要否意

見書）

第12条第2項を次のように改める。

2 第4条第1項ただし書の規定にかかわらず、医療扶助に係る保護の変更の申請に係る保護変更申請書（傷病届）の様式の標準は、別記第38号様式から別記第41号様式までの当該部分とする。

第13条各号を次のように改める。

（1） 別記第42号様式による医療券・調剤券

（2） 別記第43号様式による治療材料券

（3） 施術券

ア 別記第44号様式による施術券（あん摩・マッサージ）

イ 別記第45号様式による施術券（柔道整復）

（4） 別記第46号様式による施術費給付承認書（はり・きゅう）

第14条中「別記第46号様式による施術費給付承認書」を「前条第4号に掲げる施術費給付承認書（はり・きゅう）」に改める。

第15条の見出し中「検査料等」を「診察料等」に改め、同条ただし書中「別記第49号様式」を「別記第49号様式」に改める。

第18条の見出しを「（生活状況等変動報告書）」に改め、同条中「によるもの」を削る。

第19条の見出しを「（保護施設設置届等）」に改め、同条第1項中「によるもの」を「によってするもの」に改め、同条第2項中「設置認可申請書」を「設置認可の申請書」に改める。

第20条の見出しを「（保護施設変更認可申請書）」に改め、同条中「第41条第5項」を「第41条第5項の規定」に、「受けようとする」を「申請しようとする」に改める。

第21条の見出しを「（保護施設の事業の開始の届出）」に改め、同条第1項中「当該施設」を「当該保護施設」に改める。

第22条の見出し中「措置結果報告書」を「措置結果の報告」に改め、同条中「規定により」を「規定に基づき」に、「その処分」を「当該処分」に改める。

第23条の見出し中「保護施設廃止等」を「保護施設の廃止等」に改め、同条第1項中「及び」を「又は」に、「に関する」を「に関する廃止等の」に、「によるもの」を「によってするもの」に改め、同条第2項中「によるもの」を「によってするもの」に改める。

第24条中「事由の」を「事由に係る」に、「によるもの」を「によってするもの」に改める。

第25条の見出しを「（繰替支弁施設の指定の申請）」に改め、同条中「に規定する繰替支弁に係る」を「の規定による」に、「受けようとするとき」を「受けようとするときは、当該保護施設等の設置者」に改め、同条の次に次の2条を加える。

（就労自立給付金支給申請書）

第25条の2 省令第18条の4第1項に規定する就労自立給付金の支給の申請書の様式の標準は、別記第64号様式による申請書と

する。

（徴収金納入申出書）

第25条の3 法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づく徴収金の納入の申出に係る省令第22条の3第1項に規定する申出書の様式の標準は、別記第65号様式による申出書とする。

第26条中「政令、省令等」を「生活保護法施行令、省令等の規定」に、「規定により」を「規定に基づき」に、「当該施設」を「当該保護施設」に改める。

第27条中「により難しい」を「の規定により難しい」に改める。

別記第2号様式裏面中「添付してください」を「添えてください」に、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第3号様式中「（第4条、第6条関係）」を「（第4条関係）」に改める。

別記第5号様式中「すべての」を「全ての」に、「を添付してください」を「を添えてください」に、「すべてを」を「全てを」に改め、同様式裏面中「上記」を削り、「記入し、添付してください」を「記載し、添えてください」に、「不実の申告」を「不実の申請」に、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第6号様式裏面中「すべての」を「全ての」に、「推定できない」を「推定することができない」に、「推定できる」を「推定することができる」に、「添付される」を「添えられる」に、「第85条」を「第85条第1項」に、「30万円」を「100万円」に改める。

別記第9号様式中「すべての」を「全ての」に改める。

別記第10号様式を次のように改める。

第10号様式 (第5条関係)

(1)

第 号
年 月 日

様

福祉保健所長 印

(所在地
電話番号)

扶養義務について

あなたの にあたる さん(住所)は、生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、同法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされています。

つきましては、あなたにもできる限りの援助を依頼します。

なお、1 右の扶養届書により必ず折り返し御回答ください。御回答いただけないときは、保護の決定が困難になることがあります。

2 やむを得ない事情があって扶養することができないときは、その理由を詳しくお知らせください。

3 このことについて御不明な点がありましたら、当福祉保健所に御相談ください。

保護の申請(適用)の理由、近況等について(年 月 日申請(適用))
特記事項(お願しいたいこと。)

生活保護法(抜粋)

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法(明治29年法律第89号)に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

民法(抜粋)

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

(2)

年 月 日

福祉保健所長 様

扶養義務者 住所
氏名 印
電話番号

先に依頼がありました 扶養届書
さんの扶養について、下記のとおり回答します。

記

- 1 援助を始める時期 年 月 日から(又は既に行っている)
- 2 援助の方法及び程度
(1) 金銭により、毎月(年) 円を送金します。
(2) 物品により、毎月(年) を 程度提供します。
(米、野菜、魚介等)
(3) (氏名 さん)を引き取ります。
(4) その他()
- 3 援助することができないときは、その理由(扶養することができない理由を含めて、できるだけ詳しく記入してください。)

切取り線

4 扶養義務者についての家族の状況等

(1) 家族構成、収入等の状況					
氏名	続柄	生年月日	職業等	勤務先等	平均月収額 円
	本人				
上記のうち さんについての					
① 税法上の扶養控除を受けている者の氏名()					
② 勤務先からの扶養手当(家族手当)を受けている者の氏名及びその月額 氏名() 月額(円)					
(2) 資産の状況					有・無
① 家屋 m ² (坪) ② 宅地 m ² (坪) ③ 田畑 m ² ④ 山林等 m ²					
(3) 負債の状況					有・無
負債の内容				返済月(年)額	返済の終了予定
住宅ローン				円	年 月
その他()					
(4) 健康保険等の加入状況					
① 国民健康保険 ② 健康保険 ③ 共済() ④ その他()					
上記で①以外に加入している場合、 さんについては、被保険者として ア 認定されている イ 認定されていない ウ 認定手続を取る予定					

- 注 1 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
2 「平均月収額」欄は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
3 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、住宅ローン返済予定表の写し等その状況が明らかになる書類を添えてください。

別記第15号様式中「添付してください」を「添えてください」に改める。

別記第17号様式中

「

自 動 車 (自動二輪車) 等を含む。

」を「

自 動 車 (自動二輪車) 等を含みます。

」に改

め、同様式裏面中「すべてを」を「全てを」に、「不実の申告」を「不実の申請」に、「第85条」を「第85条第1項」に改める。

別記第18号様式中「生活保護法（抜粋）」を「生活保護法（抜粋）」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式（第5条関係）

年 月 日

福祉保健所長 様

住所又は居所

氏名

㊟

同意書

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条（第3項を除きます。）の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」といいます。）の下記の事項について、貴福祉保健所が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」といいます。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」といいます。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉保健所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が資料の提供等を行うことについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

記

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含みます。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

注 官公署等又は銀行等に対する調査又は報告要求は、保護の廃止後においては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除いて、保護を受けていた期間における事項に限ります。

別記第22号様式の次に次の1様式を加える。

第22号様式の2（第6条の2関係）

第 号
年 月 日

様

福祉保健所長 印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について

あなたの にあたる さんに対して生活保護法による保護の開始を決定しますので、同法第24条第8項の規定により通知します。

申請者の氏名	
保護の開始の申請があった日	

生活保護法（抜粋）
（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略
（申請による保護の開始及び変更）

第24条 略
2～7 略

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもって厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

9・10 略
民法（抜粋）
（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

備考 「知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当福祉保健所において、①定期的に会っている等実際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ている等資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

別記第23号様式中「行いうえで」を「行う上で」に、「与えたうえで」を「与えた上で」に、「生活保護法（抜粋）」を「生活保護法（抜粋）」に改める。

別記第24号様式中「同条第4項」を「同条第5項」に、「福祉保健所」を「当福祉保健所」に改める。

別記第27号様式の次に次の1様式を加える。

第27号様式の2（第8条の2関係）

第 号
年 月 日

様

福祉保健所長 印

生活保護法に基づく報告について（依頼）

あなたの にあたる さん（住所 ）は、生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、同法では、民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護に優先して行われるものとされており、同法に定める扶養義務を履行することが可能であると認められる扶養義務者が、扶養義務を履行していないときは、履行しない理由等保護の決定又は実施等のために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定又は実施等のために必要ありますので、 年 月 日までに、扶養義務を履行しない理由について報告いただくようお願いします。

（特記事項）

（担当者 ）

生活保護法（抜粋）
（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

3 略

（報告、調査及び検診）

第28条 略

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であつた者に対して、報告を求めることができる。

3～5 略

民法（抜粋）
（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

3 略

備考 「民法に定める扶養義務を履行することが可能であると認められる扶養義務者」とは、当福祉保健所において、①定期的に会っている等実状状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当又は税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ている等資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

別記第28号様式を次のように改める。

第28号様式 (第9条関係)

第 号
年 月 日

様

福祉保健所長 閣

生活保護法に基づく資料の提供等について (依頼)

生活保護法による保護の決定若しくは実施又は同法第77条若しくは第78条 (第3項を除きます。)の規定の施行のために必要がありますので、同法第29条第1項の規定に基づき、下記の事項について照会します。

なお、当福祉保健所において入手した資料については、情報の秘密の保護に万全を期していますので、念のため申し添えます。

記

生活保護法 (抜粋)

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)～(3) 略

(4) 要保護者の資産及び収入の状況 (生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

(5) 略

2～10 略

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要であると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民年金法 (昭和34年法律第141号) 第3条第2項に規定する共済組合等 (次項において「共済組合等」という。) に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。)

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項 (被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。)

2 別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときには、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令 (抜粋)

(政令で定める事項)

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記第30号様式から別記第32号様式までを次のように改める。

第30号様式 (第11条関係)

第 号
年 月 日

町(村)長 様

福祉保健所長 印

生活保護法による保護金品交付依頼書

生活保護法第19条第7項第3号の規定により、被保護者等に対する保護金品の交付を下記のとおり依頼します。

記

- 1 今回の交付依頼額 金 円
- 2 被保護者等に対する交付年月日 年 月 日
- 3 交付すべき被保護者等 別紙保護金品支給明細書に記載のとおり
- 4 精算の報告 高知県生活保護法施行細則第11条第2項の規定による

<p>別記第36号様式中 「塗 抹 培 養」 を 「塗 抹 培 養」 に、「潰瘍」を「潰瘍」に、「腎機能障害」を「腎機能障害」 に、「咽喉頭痛」を「咽喉頭痛」に、「添付してください」を 「添えてください」に改める。</p> <p>別記第37号様式中「抑うつ状態」を「抑鬱状態」に、「抑うつ 気分」を「抑鬱気分」に、「覚醒剤」を「覚醒剤」に改め、同様 式裏面中「すべての」を「全ての」に改める。</p> <p>別記第38号様式中「記載欄」を「記入欄」に、「見込期間」を 「見込み期間」に、「所要経費概算見積」を「所要経費概算見積 り」に、「概算見積します」を「概算見積りします」に、「記載 する」を「記入する」に改める。</p> <p>別記第39号様式中「記載欄」を「記入欄」に、「療養（治癒） 見込期間」を「療養（治癒）見込み期間」に、「脱臼」を「脱臼」 に、「を除く」を「を除きます」に、「記載してください」 を「記入してください」に、「記載したのもでも」を「記入した ものでも」に改める。</p> <p>別記第40号様式中「記載欄」を「記入欄」に、「療養（治癒） 見込期間」を「療養（治癒）見込み期間」に、「記載してくださ い」を「記入してください」に、「を除く」を「を除きます」 に、「記載しても」を「記入しても」に改める。</p> <p>別記第42号様式中「結核予防法第34条」を「感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項」に、 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条」を「障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第 1項」に改める。</p> <p>別記第44号様式中「差引請求（支払）金額」を「差引き請求 （支払）金額」に改め、同様式裏面中「延長が必要と」を「延長 が必要であると」に改める。</p> <p>別記第45号様式中「冷電法料80円」を「冷電法料 円」に、 「温電法料80円」を「温電法料 円」に、 「電 療 料30円」 を 「電 療 料 円」 に、「差引請求（支払）金額」を「差引き請求（支払）金額」に 改める。</p> <p>別記第46号様式中「（第13条・第14条関係）」を「（第13条関 係）」に、「頸椎捻挫後遺症」を「頸椎捻挫後遺症」に、「電気 温灸器」を「電気温灸器」に、「差引請求（支払）金額」を「差 引き請求（支払）金額」に改め、同様式裏面中「延長が必要と」 を「延長が必要であると」に改める。</p>	<p>別記第51号様式中「結核予防法第34条」を「感染症の予防及び 感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項」に、 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第32条」を「障害者 の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第58条第 1項」に改める。</p> <p>別記第52号様式中 「生活状況変動報告書」 を 「生活状況等変動報告書」 に、「この生活状況変動報告書」を「この生活状況等変動報告 書」に、「生活保護法（抜粋）」を「生活保護法（抜粋）」に改 める。</p> <p>別記様式に次の2様式を加える。</p>	
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

第64号様式（第25条の2関係）

就労自立給付金支給申請書

就労自立給付金の支給を受けたいので、下記のとおり必要な書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日及び年齢
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

住所又は居所

氏名

㊟

福祉保健所長 様

第65号様式（第25条の3関係）

年 月 日

福祉保健所長 様

住所又は居所

氏名

㊟

生活保護法に基づく保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた場合は、保護費を支弁した知事がその費用の額の全部又は一部を徴収することができるため、生活保護法第78条の2第1項又は第2項の規定に基づき、交付し、又は支給される保護金品等（保護費（金銭給付によって行われるものに限ります。）及び就労自立給付金をいいます。以下同じ。）の額から、同法第78条第1項の規定に基づく徴収金のうち貴福祉保健所と協議して定める額について、当該保護金品等の交付又は支給期日をもって支払に充てる旨を、下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納入するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならないこと。不正受給があった場合は、生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は、「不正な手段により保護を受けた」と貴福祉保健所に判断されることがあること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納入することが困難な場合は、家計の節約に努め、この申出に基づく方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月分からの保護金品等から毎月 円を 年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、公布の日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この規則による改正前の生活保護法施行細則別記様式（別記第10号様式、別記第19号様式、別記第28号様式、別記第42号様式及び別記第51号様式を除く。）は、この規則による改正後の高知県生活保護法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。 (高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則の一部改正)</p> <p>3 高知県中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行細則（平成20年高知県規則第40号）の一部を次のように改正する。 第27条中「生活保護法施行細則」を「高知県生活保護法施行細則」に改める。 (高知県会計規則の一部改正)</p> <p>4 高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。 第58条第1項中「生活保護法施行細則」を「高知県生活保護法施行細則」に改める。</p> <p style="text-align: center;">----- 告 示 -----</p> <p>高知県告示第436号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年7月18日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業就業者調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 人</p> <p>(3) 属性 林業就業者</p> <p>4 報告を求める事項及びその基準となる期間</p>	<p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 林業就業者の属性に関する事項（氏名、年齢、性別、住所及び連絡先）</p> <p>イ 雇用形態（森林組合作業班員、会社等雇用就業者、県内移動就業者、県外出稼ぎ就業者、自営業者、一人親方又は県外就業者）</p> <p>ウ 作業種別就労日数（造林、伐木造林、<small>しいなび</small>椎茸、薪炭等）</p> <p>エ チェーンソー保有台数</p> <p>オ 新規又は離職の別</p> <p>カ 動向区分（最終学歴、他業種からの参入及び県外からのU・I・Jターン等の状況）</p> <p>(2) その基準となる期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 2,300人（概数）</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間 平成25年7月25日から同年10月31日まで</p> <p>高知県告示第437号 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。 平成26年7月18日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 調査の名称 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（林業機械器具調査）</p> <p>2 調査の目的 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。</p> <p>3 調査対象の範囲</p> <p>(1) 地域 高知県全域</p> <p>(2) 単位 人及び事業体</p> <p>(3) 属性 林業就業者及び林業事業体</p>	<p>4 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項</p> <p>ア 林業機械・器具現況調査票</p> <p>(ア) 保有状況</p> <p>(イ) 所有区分</p> <p>イ 高性能林業機械の機種別導入状況調査票</p> <p>(ア) 機械名</p> <p>(イ) 導入・廃棄年月、導入状況（新規・中古）及び廃棄状況（廃棄・売却）</p> <p>(ウ) 導入者名</p> <p>(エ) 機械のメーカー及び型式名</p> <p>(オ) 稼働日数及び保有日数</p> <p>(カ) メンテナンス経費</p> <p>ウ 高性能林業機械導入事業体別調査票</p> <p>(ア) 事業体名</p> <p>(イ) 年間素材生産量</p> <p>(ウ) 年間労働投下量</p> <p>(エ) 1人当たりの素材生産量</p> <p>エ 森林情報管理機器（森林GIS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) 機器のメーカー及び名称</p> <p>(ウ) 導入年度</p> <p>(エ) 導入した事業等名称</p> <p>オ 森林情報管理機器（GPS）調査票</p> <p>(ア) 導入者名</p> <p>(イ) GPS受信機のメーカー、名称及び台数</p> <p>(ウ) GPS受信機の使用比率、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(エ) GPS用図化ソフトウェアのメーカー、名称、導入年度及び導入した事業等名称</p> <p>(2) その基準となる期日又は期間 (1)のア、エ及びオに掲げる事項にあっては平成26年3月31日現在、(1)のイ及びウに掲げる事項にあっては平成25年4月1日から平成26年3月31日まで</p> <p>5 報告を求める者</p> <p>(1) 数 550人又は事業体（概数）</p> <p>(2) 選定方法 全数</p> <p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織 県が民間事業者を經由して報告を求める。</p> <p>(2) 調査方法 郵送調査</p> <p>7 報告を求める期間</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成26年7月25日から同年10月31日まで
高知県告示第438号
 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。
 平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
 林業労働力、林業機械器具及び素材生産量調査（素材生産量調査）
- 2 調査の目的
 本県における林業就業者の就労状況、林業機械器具の保有状況及び素材生産量について実態調査を行い、林業労働力対策、林業機械の近代化及び林業・木材産業全般の施策の基礎資料とするため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
 高知県全域
 - (2) 単位
 事業体
 - (3) 属性
 林業事業体
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期間
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 林業事業体の属性に関する事項（事業体名、代表者名、住所及び連絡先）
 - イ 事業組織の形態（株式会社、有限会社、個人経営、林業経営者、森林組合、その他の組合等）
 - ウ 素生連の加入状況
 - エ 素材生産量（民有林及び国有林）
 - オ 葉付乾燥材の生産量（民有林及び国有林）
 - カ 素材出荷量
 - (2) その基準となる期間
 平成25年1月1日から同年12月31日まで
- 5 報告を求める者
 - (1) 数
 180事業体
 - (2) 選定の方法
 全数
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
 県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
 郵送調査
- 7 報告を求める期間
 平成26年7月25日から同年10月31日まで

高知県告示第439号
 生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。
 平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成26年4月20日	株式会社優美 四万十市具同田黒三丁目8-10	グループホーム天の川 四万十市中村大橋通六丁目7-20 認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護
平成26年6月16日	〃	小規模多機能型居宅介護事業所天の川 四万十市中村大橋通六丁目7-20 小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護

高知県告示第440号
 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書を書換え交付した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
 平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

種畜証明書番号等	申請の事由	変更後	変更前
11140048938	種畜の飼養者の住所及び氏名の変更 牛 褐毛和種	高岡郡佐川町 高知県畜産試験場	室戸市 山下 皓平
11247021261	種畜の飼養	室戸市	高岡郡佐川町

武蔵（全和褐牛 褐毛和種）	者の住所及び氏名の変更	山下 皓平	高知県畜産試験場
------------------	-------------	-------	----------

高知県告示第441号
 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年11月27日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
 平成26年7月18日

野根漁港漁港管理者
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 - (1) F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.90メートル、船幅1.60メートル）
 - (2) F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.70メートル、船幅1.60メートル）
 F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）
 F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）
 - (3) F R P船1隻（大黒丸、船舶番号不明、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）
 F R P船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.20メートル、船幅1.40メートル）
- 2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 - (1) 安芸郡東洋町野根 野根漁港臨港道路
 平成26年5月28日午前9時
 - (2) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前9時
 - (3) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地
 平成26年5月28日午前9時
- 3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 - (1) 安芸郡東洋町野根 野根漁港臨港道路
 平成26年5月28日午前10時
 - (2) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前10時
 - (3) 安芸郡東洋町野根 野根漁港漁具保管修理施設用地
 平成26年5月28日午前10時

4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
 野根漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0887-34-3135）

高知県告示第442号
 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年11月27日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
 平成26年7月18日
 高岡漁港漁港管理者
 高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長4.30メートル、船幅1.65メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 室戸市室戸岬町 高岡漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 室戸市室戸岬町 高岡漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前10時

4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
 高岡漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0887-34-3135）

高知県告示第443号
 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）を除却し、又は除却させ、同条第5項の規定により当該工作物等を保管したので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。
 なお、当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）は、平成26年11月27日までに当該工作物等の返還を受けることができる。
 平成26年7月18日
 行当漁港漁港管理者
 高知県知事 尾崎 正直

1 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
 (1) F R P 船1隻（船名不明、282-6735、船長4.85メートル、船幅1.55メートル）
 (2) F R P 船1隻（船名及び船舶番号不明、船長5.80メートル、船幅1.60メートル）

2 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
 (1) 室戸市元 行当漁港（国道55号高架下）
 平成26年5月28日午前9時
 (2) 室戸市元 行当漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前9時

3 工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
 (1) 室戸市元 行当漁港（国道55号高架下）
 平成26年5月28日午前10時
 (2) 室戸市元 行当漁港漁船保管施設用地
 平成26年5月28日午前10時

4 所有者等の行うべき措置
 工作物等の所有者等は、期限までに高知県安芸土木事務所の指示に従い、当該工作物等の返還を受けること。

5 漁港管理者の措置
 行当漁港漁港管理者は、所有者等が4の措置を行わないときは、漁港漁場整備法第39条の2第7項の規定に基づく売却又は同条第8項の規定に基づく廃棄を行うものとする。
 なお、期限までに所有者等が判明した場合は、同条第10項の規定により、当該所有者等に当該工作物等の除却、保管、売却、公示その他の措置に要した費用を請求するものとする。

6 問い合わせ先
 安芸市矢ノ丸一丁目4-36 高知県安芸土木事務所維持管理課維持管理第一班（電話番号0887-34-3135）

高知県告示第444号

国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を平成26年7月4日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 平成26年7月18日
 高知県知事 尾崎 正直

1 作業種類
 公共測量（数値地形図形成）

2 作業期間
 平成26年7月10日から同年9月30日まで

3 作業地域
 四万十市及び幡多郡黒潮町の一部

高知県告示第445号
 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。
 なお、その関係図書は、高知県土木部防災砂防課及び高知県中央西土木事務所に備え置いて縦覧に供する。
 平成26年7月18日
 高知県知事 尾崎 正直

吾川郡仁淀川町大崎(1)-1
 (1) 標柱を設置した土地の地番

標柱番号	所在地	地番
1	吾川郡仁淀川町大崎字西川	440-1
2	〃 〃 〃 〃	704
3	〃 〃 〃 〃	708-1
4	〃 〃 〃 〃	717-1
5	〃 〃 〃 〃	718-2
6	〃 〃 〃 〃	718-4
7	〃 〃 〃 〃	450-1
8	〃 〃 〃 〃	460-1

(2) 区域
 標柱1から8までを順次に直線で結んだ線及び標柱8と1を直線で結んだ線により囲まれた区域内とする。

高知県告示第446号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 香北赤岡
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町西川字影古味乙2番1から香美市香北町西川字下モ久保川乙80番まで	前	3.3 11.5	174
	後	6.4 19.1	
香美市香北町西川字岩ガ佐古乙120番1から香美市香北町西川字中ノ本乙184番まで	前	4.4 11.5	149
	後	8.4 14.1	

高知県告示第447号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蕨野大比
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香美市香北町永瀬字	前	4.4 1	171

ホラジゲグチ482番1から香美市香北町永瀬字石立1266番2まで	後	7.9	171
		7.9 19.2	

高知県告示第448号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成26年7月18日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町竹屋敷字ヒトウチ234番1から吾川郡仁淀川町竹屋敷字ヒトウチ239番3まで	前	4.3 19.2	230
	後	11.5 29.0	

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第34条第4項の規定により特定非営利活動法人の合併の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成26年7月4日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成26年7月4日（揭示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の 氏名	主たる 事務所	定款に記載された目的

			の所在地	
平成26年7月4日	特定非営利活動法人 ありが とう	前田 栄 子	高知市 横浜西 町29番 32号	この法人は、高齢者、障害者（児）、乳幼児、要介護者等に対して、訪問看護、訪問介護、日中ケア、夜間ケア、広報活動等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
	特定非営利活動法人 デイサ ービス あつぱ れ	前田 栄 子	高知市 横浜西 町37番 9号	この法人は、高齢者、障害者（児）、乳幼児、要介護者等に対して居宅サービス、広報活動等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。
合併後 存続す る特定 非営利 活動法 人	特定非 営利活 動法人 ありが とう	前田 栄 子	高知市 横浜西 町29番 32号	この法人は、高齢者、障害者（児）、乳幼児、要介護者等に対して、訪問看護、訪問介護、日中ケア、夜間ケア、広報活動等に関する事業を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第16条第2項に規定する平成26年度高知県家畜人工授精等講習会（以下「講習会」という。）を次のとおり実施するので、高知県家畜人工授精等講習会規程（昭和25年11月高知県告示第521号）第3条の規定により公告する。

平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 講習会の実施期間
平成26年8月14日（木）から同年9月12日（金）まで
- 2 講習会の実施場所
高岡郡佐川町中組1247

高知県畜産試験場

3 講習会の種類及び対象となる家畜の種類
家畜人工授精に関する講習会
牛

4 講習会の受講手続
受講願書に写真を貼り付けた履歴書を添えて、平成26年8月1日（金）までに住所を管轄する家畜保健衛生所長を経由して知事に提出すること。

5 講習会の定員
15名程度
なお、講習会を受講する者は、県内居住の希望者を優先する。また、講習会を受講する者について事前に選考を行うことがある。

6 講習会に係る費用の負担
講習会の受講に伴う必要な費用は、当該講習会を受講する者の負担とする。

7 その他
講習会の種類その他不明な点は、高知県農業振興畜産振興課又は最寄りの家畜保健衛生所若しくは同支所に問い合わせること。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東洋町小池土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住 所
理事	松原 範幸	安芸郡東洋町河内 329
〃	桑山 兵介	〃 〃 〃 1009
〃	手島 善宏	〃 〃 〃 1020
〃	西内 政男	〃 〃 〃 141-1
〃	松本 隆彦	〃 〃 〃 1067-1
〃	高畠 正裕	〃 〃 〃 308-1
〃	小池 隆幸	〃 〃 〃 139
〃	伊達 紀子	〃 〃 〃 284
〃	前田 敏行	〃 〃 〃 1091
〃	原田 素士	〃 〃 〃 1052
〃	原田 壹二	〃 〃 〃 245
〃	手島伊三夫	〃 〃 〃 1035
〃	徳村 眞一	〃 〃 〃 1064

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、東洋町小池土地改良区から

ら次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成26年7月18日

高知県知事 尾崎 正直

氏名	住 所
松原 範幸	安芸郡東洋町河内 329
桑山 兵介	〃 〃 〃 1009
手島 善宏	〃 〃 〃 1020
西内 政男	〃 〃 〃 141-1
松本 隆彦	〃 〃 〃 1067-1
高畠 正裕	〃 〃 〃 308-1
小池 隆幸	〃 〃 〃 139
伊達 紀子	〃 〃 〃 284
前田 敏行	〃 〃 〃 1091
原田 素士	〃 〃 〃 1052
原田 壹二	〃 〃 〃 245
手島伊三夫	〃 〃 〃 1035
徳村 眞一	〃 〃 〃 1064

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条の2第4項の規定に基づき、所有者不明の工作物又は船舶、自動車その他の物件（以下「工作物等」という。）の措置を次のとおり行う。

平成26年7月18日

赤岡漁港漁港管理者

高知県知事 尾崎 正直

- 1 工作物等の放置されている場所、名称又は種類、形状及び数量
 (1) 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地北東物揚場前
 FRP船1隻（大勝丸、船舶番号不明、船長14.00メートル、船幅3.30メートル）
 (2) 香南市赤岡町 赤岡漁港-2.0メートル泊地南東物揚場前
 FRP船1隻（船名及び船舶番号不明、船長6.20メートル、船幅1.80メートル）
- 2 所有者の行うべき措置
 工作物等の所有者は、この公告の日から起算して30日以内に赤岡漁港漁港管理者の指示に従い、当該工作物等を除却しなければならない。
- 3 漁港管理者の措置
 赤岡漁港漁港管理者は、所有者が2の措置を行わないときは、他に命じて当該工作物等を除却させ、漁港漁場整備法第39条の2第5項の規定により、当該工作物等を保管するものとする。
 なお、保管後に所有者が判明した場合は、同条第10項の規定

により、当該所有者に当該工作物等の除却及び保管に要した費用を請求するものとする。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第3号

労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、あっせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成26年7月18日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学名誉教授 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成6年3月25日
藤原 潤子	特定社会保険労務士 高知県労働委員会委員（公益委員）	平成14年3月18日
柴田眞由美	高知県労働委員会委員（公益委員）	平成24年3月19日
片岡 克夫	高知県労働委員会事務局長	平成26年4月3日
中澤 純夫	高知県労働委員会事務局次長	平成25年4月4日
小松 正延	高知県労働委員会事務局審査調整員	平成26年4月3日
武政 澄夫	U Aゼンセン高知県支部運営評議会議長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成14年3月18日

折田 晃一	日本労働組合総連合会高知県連合会事務局長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成24年3月19日
畑山 佳代	高知県労働組合連合会副執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成24年3月19日
井上 浩司	土佐電気鉄道労働組合執行委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成25年7月18日
池澤 研吉	四国電力労働組合高知県本部委員長 高知県労働委員会委員（労働者委員）	平成26年7月3日
森 由枝	有限会社森総合労務センター代表取締役 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成16年3月18日
水田 信幸	高知県経営者協会参与 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成20年3月18日
加藤 稔	株式会社ソフテック代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成24年3月19日
川村 直哉	高知県経営者協会専務理事 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日
西山 彰一	宇治電化学工業株式会社代表取締役社長 高知県労働委員会委員（使用者委員）	平成26年3月18日

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平26・5・30	9644	目次	1	中 (3～5)	○一般競争入札（ <u>高知県救急医療・広域災害情報システム改修委託業務</u> ）の公告	○一般競争入札（ <u>高知県救急医療・広域災害情報システム改修委託業務発委託業務</u> ）の公告